

平成 31 年度第 3 回選挙管理委員会会議録

日 時	平成 31 年 4 月 13 日（土）午前 9 時から
場 所	日進市役所 4 階 第 3 会議室
出 席 者	星野委員長、三浦委員、上田委員、大竹委員
事 務 局	宇佐美書記長、牧書記、伊藤書記、祖父江書記
傍聴の可否	可
傍聴の有無	無
議 題	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 日進市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程の一部改正について</li><li>2. 選挙人名簿選挙時登録等について</li><li>3. 期日前投票の投票管理者、同職務代理者及び立会人の選任</li><li>4. 期日前投票所の指定</li><li>5. 投票管理者、同職務代理者及び立会人の選任</li><li>6. 選挙長及び同職務代理者の選任</li><li>7. ポスター掲示場の決定</li><li>8. 選挙期日における投票所の指定</li><li>9. 投票所内氏名等掲示の掲示順序を定めるくじ及び選挙公報の掲載順序を定めるくじの日時及び場所の決定</li><li>10. 日進市長選挙及び日進市議会議員一般選挙の投票及び開票の順序の決定</li><li>11. 選挙会の日時及び場所の決定</li><li>12. 選挙長の事務処理場所の決定</li><li>13. 選挙立会人選任のくじの日時及び場所の決定</li><li>14. その他</li></ol>

発 言 者	発 言 内 容
事務局	ただ今から平成31年度第3回選挙管理委員会を開催します。開催にあたり、星野委員長からあいさつをお願いします。
委員長	あいさつ
事務局	それでは、委員長に議事の進行をお願いします。
委員長	それでは、議題1日進市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程の一部改正について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、資料1により説明いたします。</p> <p>市の選挙のポスター掲示場の設置に関して定めた規程中、今回、ポスター掲示板の形状を規定する部分と、区画の数及び付番の仕方に関する規定を改正しようとするものです。ポスター掲示板の形状のうち、縦3段とするか2段とするかを選挙ごとに定めるようにすること、区画の付番の方法を、選挙により異なった方法とするのではなく、共通で右上から下に付番し、次に左の列に移動して上から下に付番し、順次左の列に移動し、一連の番号を付する方法といたします。この内容で問題がなければ、本日から施行とさせていただきたいと思います。</p>
委員長	ただいまの事務局の説明についてご質問、ご意見はありますか。
委員	(質問なし)
委員長	それでは、議題1については事務局案のとおりとしてよろしいですか。
委員	異議なし
委員長	<p>それでは、議題1の日進市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程の一部改正については事務局案のとおりといたします。</p> <p>続きまして、議題2選挙人名簿選挙時登録等について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料2より説明いたします。</p> <p>平成31年4月21日執行日進市長選挙及び日進市議会議員一般選挙における選挙時登録についての登録要件は、登録基準日が平成31年4月13日、ただし年齢については選挙期日である平成31年4月21日が被登録資格の決定</p>

基準日となります。登録日は平成31年4月13日であります。年齢要件は、平成31年4月21日現在で満18年以上の者、生年月日で言いますと平成13年4月22日以前に出生された方となります。

住所要件として、平成31年1月13日以前に日進市へ転入の届出がなされ、平成31年4月13日まで引き続き3ヶ月以上日進市の住民基本台帳に登録を有する方です。

また、平成30年12月12日以前の転出者については、登録日現在で抹消されることとなっております。

ただ今の要件で調製しました選挙人名簿総数は男性35,551人、女性36,263人、合計71,814人となります。前回の愛知県議会議員選挙時より合計で49人増加しました。

資料3には投票区別選挙人名簿登録者数一覧表としまして、各投票区別及び男女別の有権者数が示してあります。

なお、他の市町村へ転出後4ヶ月を経過することによって選挙人名簿から抹消されることとなりますが、告示日の翌日から選挙期日までの間に4ヶ月が経過する者にあつては、その間毎日選挙管理委員会を開催し議決を行わなければならないこととなりますが、選挙時登録から選挙期日の前日までの間に開催される選挙管理委員会において、当該選挙管理委員会開催時点において未だ4ヶ月を経過するに至っていない者についても「4ヶ月を経過する時点で選挙人名簿から抹消する」旨の議決を得れば毎日の議決は必要ないとされておりますので、この件につきましてもご審議いただきたいと思ひます。

引き続き、各種直接請求署名数について説明をいたします。ただ今の選挙人名簿登録者総数から、各種の直接請求に必要な署名数及び選挙運動費用制限額が算定されることとなります。初めに日進市条例の制定改廃等に必要な署名数は、登録者数の50分の1にあたる1,437人、議会の解散、市長のリコール等に必要な署名数は、登録者数の3分の1の23,938人となります。また、市町村の合併関連の請求は選挙人名簿登録者総数の6分の1にあたる11,969人となります。また、選挙運動費用支出制限額についてであります。公職選挙法第194条の規定により、日進市長選挙については、選挙人名簿登録者総数71,814人を人数割額81円に乗じて得た額と固定額310万円とを合算した額となります。この額に100円未満の端数があるときは、その端数は100円とすることとされていますので、8,917,000円が今回の日進市長選挙における選挙運動費用支出制限額となります。

続いて日進市議会議員選挙については、議員定数20人で選挙人名簿登録者総数71,814人を除して得た数を人数割額501円に乗じて得た額と固定額220万円とを合算した額となります。この額に100円未満の端数があるときは、その端数は100円とすることとされていますので、3,999,000円が今回の日進市議会議員選挙における選挙運動費用支出制限額となります。

それでは、選挙人名簿を確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

委員長	ただ今の説明について何かご意見、ご質問ありますか。
委員	(意見なし)
委員長	ご意見等はないようですので、選挙人名簿を確認させていただきます。
委員	(名簿確認)
委員長	名簿について質問などありますか。
委員	(質問なし)
委員長	それでは議題2について、事務局案のとおりとし、告示日の翌日から選挙期日までの間に転出後4ヶ月が経過する者について、4ヶ月を経過する時点で選挙人名簿から抹消することとしてよろしいですか。
委員	異議なし
委員長	それでは議題2の選挙人名簿選挙時登録等については事務局案のとおりとし、告示日の翌日から選挙期日までの間に転出後4ヶ月が経過する者について、4ヶ月を経過する時点で選挙人名簿から抹消することとします。 次の議題3から議題13までは一括して審議をいたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議題3の期日前投票の投票管理者、同職務代理者及び立会人の選任について、資料4ですが、投票管理者は市の管理職員で、その職務代理者については事務局の牧書記とします。立会人については、資料5のとおり15人で輪番制とします。期間は4月15日から4月20日、時間は午前8時30分から午後8時までで、午後2時30分に交代します。 続きまして、議題4の期日前投票所の指定について、資料10の①のとおり市役所4階の第1会議室としております。 続きまして、議題5の投票管理者、同職務代理者及び立会人の選任について、資料6ですが、投票区は20ヶ所、投票管理者は市の管理職員、その職務代理者は各区の区長、区の役員としており、投票立会人については、資料7のとおり各区長から推薦をいただいた方としております。 続きまして、議題6の選挙長及び同職務代理者の選任について、資料10の②にあります。選挙長を星野委員長に、職務代理者を三浦委員にお願いしたいと思います。 続きまして、議題7の日進市長選挙及び日進市議会議員一般選挙のポスター掲示場の決定について、今回の区画数は、日進市長選挙は2区画×3

	<p>段の全6区画のものとしており、日進市議会議員一般選挙は11区画×3段の全33区画のものとしております。設置場所は142ヶ所です。設置箇所については資料8-1のとおりです。前回県議選から数の変更はありませんが、資料8-2の1ページ目にありますとおり、香久山投票区の番号5、通し番号28番は、設置場所が確保できないため今回の市長・市議選では、岩崎台一丁目1222ココカフェイン香久山店南が「トパイ」から岩崎台一丁目1229 スギドラッグ 香久山店に変更します。</p> <p>続きまして、議題8の投票所の指定ですが、資料9のとおり20ヶ所です。</p> <p>続きまして、議題9の投票所内氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじ及び選挙公報の掲載順序を定めるくじの日時及び場所の決定について、資料10の③及び④のとおり、氏名掲示等の日時は4月14日午後6時から、選挙公報の日時は同日午後6時15分から、場所は市役所4階第3会議室で行いますのでよろしくご参集をお願いします。</p> <p>続きまして、議題10の投票及び開票の順序の決定ですが、資料10の⑤のとおり市長選挙を先に行うものとします。</p> <p>続きまして、議題11の選挙会の日時及び場所の決定についてですが、資料10の⑥のとおり日時は4月21日午後9時から、場所はスポーツセンター2階の第2競技場としております。</p> <p>続きまして、議題12と次の議題13については、選挙長に関する事項となります。まずは、議題12の選挙長の事務処理場所の決定についてですが、資料10の⑦のとおり、日進市役所としております。議題13の選挙立会人選任のくじの日時及び場所の決定についてですが、資料10の⑧のとおり、日時は4月21日午後6時30分から、場所は市役所4階第3会議室としております。以上です。</p>
委員長	議題3から議題13までについて、ご質問などありますか。
委員	意見なし。
委員長	それでは、議案3から議題13までについて事務局案のとおり決定してよろしいですか。
委員	異議なし
委員長	議題3から議題13までについては、事務局案のとおりとします。 続きまして、議題14その他について事務局より説明をお願いします。
事務局	今後の日程につきましては、すでにお配りいたしました日程表のとおりです。明日14日が日進市長選挙及び日進市議会議員一般選挙の告示日、15日より期日前投票がはじまります。明日の告示日は立候補届出の受付がございますので、委員の皆様にご出席をお願いします。立候補予定者の届

	<p>出書類の事前審査状況につきましては資料11のとおり、現在、市長選挙については、2名の方が、市議会議員選挙については28名の方が事前審査を済ませております。また、立候補届出の受付会場の配置図については、資料12のとおりです。委員の皆様には、午前7時30分に東側玄関にお集まりの上、会場となります4階第3会議室にお入りいただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>ただいまの事務局の説明についてご質問などありますか。</p>
委員	<p>(意見なし)</p>
委員長	<p>他に何かありますか。</p>
事務局	<p>本日4月13日の中日新聞に、市長選の政治団地の法定ビラの誤配についての記事が掲載されました。本来、告示日後に配達するものが、郵便局の誤りにより、告示日前に配達されてしまったものです。選挙管理委員会としては、事実の確認をしており、今後市民等の問い合わせに対応していくこととなりますが、ご意見等はございますか。</p>
委員長	<p>起きてしまったことは、取り返しがつかないので、今後の市民からの問い合わせに対して、その都度丁寧に対応していくことが重要だと思います。</p>
事務局	<p>承知いたしました。</p>
委員長	<p>それでは、第3回選挙管理委員会を終了します。</p>
	<p>午前9時40分閉会</p>